

障 第 6486 号 の 1  
令和6年（2024年）3月28日

各指定障害福祉サービス事業所等 設置者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに  
事務処理手順及び様式例の提示について（通知）

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び  
こども家庭庁支援局障害児支援課から別添のとおり通知がありました。

つきましては、内容について御了知の上、適切に御対応ください。

なお、令和6年4月又は5月から処遇改善加算等を取得する場合（令和5年  
度から引続き取得する場合を含む）は、令和6年4月15日（月曜日）までに  
計画書等の提出が必要ですので、御留意ください。計画書等の提出に係る詳細  
は別紙のとおりです。

佐賀県健康福祉部障害福祉課  
指導担当 0952-25-7401

○令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等に係る計画書等の提出について

(1) 提出書類

※体制等状況一覧表は追って様式を送付します。**体制等状況一覧表も揃った状態で提出**してください。

ア 令和5年度に処遇改善加算等を算定しておらず、令和6年度から新規に処遇改善加算等を算定する事業所のうち、令和6年6月以降新加算Ⅲ・Ⅳを算定する場合

- ・体制等状況一覧表
  - ・別紙様式7-1 (計画書)
- ※1様式で1事業所の提出

イ 一括で申請する事業所数が10以下の場合

- ・体制等状況一覧表
- ・別紙様式6-1 (計画書総括表)
- ・別紙様式6-2 (事業所個票)

ウ ア・イ以外の場合

- ・体制等状況一覧表
- ・別紙様式2-1 (計画書総括表)
- ・別紙様式2-2 (個票 4・5月分)
- ・別紙様式2-3 (個票 6月以降分)
- ・別紙様式2-4 (個票 年度内区分変更がある場合)

※ア・イ・ウともに、押印及び就業規則等の添付書類は不要。

(2) 提出期限

- ・令和6年4月又は5月から加算を取得する場合  
(令和5年度から引続き加算を取得する場合を含む)  
→ **令和6年4月15日(月曜日)必着**
- ・令和5年6月以降に加算を取得する場合  
→ 加算を取得する月の前々月の末日必着

(3) 提出方法

郵送 (佐賀県庁障害福祉課指導担当宛)

※封筒に「福祉・介護職員処遇改善計画書在中」と朱書きしてください。

(4) その他留意事項

ア 賃金改善方法の周知について

処遇改善加算等の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、障害福祉サービス等処遇改善計画書や情報公表制度等を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

イ 労働法規の遵守について

処遇改善加算等の目的を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。